

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第九項、第四十八条の二十二第四項及び第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項並びに高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第十九号及び第一条の三第二項第四号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第一条の七第三項の表四の項中「第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の七第一項、第四十七条の十八第一項」に、「第四十八条の四十六第一項及び第三項、第四十八条の四十七、第四十八条の四十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十九から第四十八条の五十一まで」を「第

四十八条の六十第一項及び第三項、第四十八条の六十一、第四十八条の六十二第一項から第三項まで、第四十八条の六十三から第四十八条の六十五まで」に改め、同表六の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表八の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条第四項の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表四の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表九の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条第六項の表一の項中「第二十条第一項」の下に、「第四十七条の十二第三項」を加え、同表九の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表十一の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表十七の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条

第七項中「第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に改め、同条第八項の表二の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項」に改め、「第四十八条の二十九の五第一項」の下に「、第四十八条の四十九第二号」を加え、同表四の項中「第三項」の下に「、第四十七条の十二第三項」を加える。

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第九号」を「第四十一条第二項第十七号」に改める。

第四条第一項第二十号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十三号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改め、同項第二十四号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第四条の二第一項第八号中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十三号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改め、同項第十四号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め

る。

第五条第五号中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同条第六号中「第四十七条の十一」を「第四十七条の二十一」に改める。

第六条第一項第一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同条第二項第一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第三号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に、「第四十八条の六十第一項」に、「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改め、同条第五項第五号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第八号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同条第六項第一号及び第十項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に、「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第三十五条の五中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の十六第一項」に改める。

第四十一条第二項中第十七号を第二十五号とし、第六号から第十六号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の八号を加える。

六 法第四十八条の四十六第一項の規定により指定登録確認機関を指定すること。

七 法第四十八条の四十八第一項又は第三項の規定により公示し、及び同条第二項の規定による届出を受理すること。

八 法第四十八条の五十二第一項の規定により認可をし、及び同条第三項の規定により登録等事務規程を変更すべきことを命ずること。

九 法第四十八条の五十四の規定により道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすること。

十 法第四十八条の五十五第一項の規定により必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

十一 法第四十八条の五十六第一項の規定により許可をし、及び同条第二項の規定により公示すること。

十二 法第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消し、同項の規定により登録等

事務の停止を命じ、及び同条第三項の規定により公示すること。

十三 法第四十八条の五十八第二項の規定により公示すること。

第四十一条第二項に次の一号を加える。

二十六 車両制限令第二十条ただし書の規定により手数料の額を定めること。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表十六の項中「第四十七条の四、第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十七第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表二十四の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表二十七の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改め、同表中三十七の項を三十八の項とし、三十六の項を三十七の項とし、三十五の項を三十六の項とし、同表三十四の項中「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表

中三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、三十の項の次に次のように加える。

三十一	第四十七条の十二 第三項	道路管理者	道路管理者又は機構	道路管理者又は地方道 路公社
-----	-----------------	-------	-----------	-------------------

第十五条第二項の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第二項、第四十七条の十八、第四十七条の二十一第一項及び第三項」に、「第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十四までに、「第三号及び第四号」を「第六号及び第七号」に改め、同表二十六の項中「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第十六条中「会社が」との下に「、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と」を加え、「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に、「第三十号

」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十八号の」を「第二十九号の」に改め、同条の表四の項中「第四十七条の四、第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十七第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表十八の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ及び第二項中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十七第一項」に改める。

第十二条の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項」を「第四十七条の十第四項、第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第一項及び第二項、第四十七条の十八第一項、第四十七条の二十一第一項及び第三項」に、「第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十二まで、第四十八条の六十四」に、「第



第三号及び第四号」を「第六号及び第七号」に改め、同表十の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表十六の項中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十七第一項」に改め、同表十七の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表二十一の項中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十七号中「第四十七条の九」を「第四十七条の十九」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第五条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一号中「第四十七条の八第一項第一号」を「第四十七条の十八第一項第一号」に改める。

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第六条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二

百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第九条第一項第十一号の項中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同表第三十条第一項第六号の項中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同条第二項の表第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項の項中「第四十七条の五、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項」に改める。

#### 附 則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

## 理 由

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しない国土交通大臣の権限に指定登録確認機関の指定等に関する権限を追加する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。